

地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第26条及び地方独立行政法人京都市立病院機構アルバイト職員就業規則第17条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（有期雇用職員を除く。）の給与（退職手当を除く。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基いたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医療職給料表（別表第1の1）
- (2) 看護職給料表（別表第1の2）
- (3) 薬剤職給料表（別表第1の3）
- (4) 事務職・医療技術職給料表（別表第1の4）
- (5) 技術職給料表（別表第1の5）
- (6) 業務職給料表（別表第1の6）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号から第6号までの給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、就業規則第23条第1項の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は、各給料表に定める額とする。ただし、再雇用職員のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その額に、その職員の1週平均の

正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円とする。）とする。

（昇給の基準）

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（別に定める職員にあつては、56歳以上で別に定める年齢）に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条（第2項を除く。）の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等（地方独立行政法人京都市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する休

日（第18条を除き、以下「休日」という。）及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難い場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

第8条 削除

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる孫等」という。）に係る扶養手当は、第3条第1項第4号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級がこれに相当するものとして任命権者が定めるものに対しては、支給しない。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前2号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第10条 扶養手当の月額、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、扶養親族たる孫等については1人につき6,500円（第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が6級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級がこれに相当するものとして任命権者が定めるものにあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は

有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が100,000円を超えるときは、支給単位期間につき、100,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額（次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあっては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては500円をそれぞれその額に加算した額）

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円（京都市立京北病院又は京都市京北介護老人保健施設に勤務する職員及び当該職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員（以下この号において「京北病院等勤務職員等」という。）にあっては、12,100円）

- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円
(京北病院等勤務職員等にあつては、15,000円)
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円
(京北病院等勤務職員等にあつては、17,900円)
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円
(京北病院等勤務職員等にあつては、20,800円)
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円
(京北病院等勤務職員等にあつては、23,700円)
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円
(京北病院等勤務職員等にあつては、26,600円)
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円
(京北病院等勤務職員等にあつては、29,400円)
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円
(京北病院等勤務職員等にあつては、31,200円)
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円
(京北病院等勤務職員等にあつては、33,000円)
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円
(京北病院等勤務職員等にあつては、34,800円)
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円(京北病院等勤務職員等
にあつては、36,600円)

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が100,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、100,000に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。
(単身赴任手当)

第12条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 法人以外の地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の職員、地方公務員、一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。
(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から住居の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者

が居住するための住宅（法人から貸与を受けている住居その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。
（地域手当）

第14条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10（第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15）に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

（特殊勤務手当）

第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額は、別表第2のとおりとする。

3 特殊勤務手当は、月1回支給するものとし、これにより難しい場合は、3月に1回又は随時支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第16条 職員が、正規の勤務時間（勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、労働組合のための職員の行為の制限の特例に関する規程に規定するとき、又は勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日等以外の日（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項（前項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第18条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の12倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第20条 本来の勤務以外の勤務として宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1回につき、4,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師等にあつては、23,000円)を超えない範囲内において別に定める額を宿日直手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第21条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第17条から前条までの規定により難しい場合においては、第17条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前8時30分までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 前2項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職員で第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける者のうち理事長が定めるものが、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで又は休日等の午前8時半から午後5時15分までの間、予定に従つて、救急外来対応のために勤務した場合又は入院患者の病状の急変等に対処するために勤務した場合にあつては、勤務1回につき、40,000円を支給する。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に100分の120（再雇用職員にあつては100分の67.5、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の100）以内の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当

の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第4号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第4号の給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第32条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項第3号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る

刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこ

とを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の100（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第24条第3項に規定する合計額とする。

4 第24条第4項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第27条第2項」と、同項第1号中「第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第27条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(診療業績手当)

第27条の2 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員には、別に定める額を超

えない範囲内の額を、診療業績手当として支給することができる。

- 2 診療業績手当は、4月1日及び10月1日を基準日として、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。
- 3 診療業績手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、別に定める期間のうちこれらの事由が生じた後の日を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、診療業績手当について必要な事項は、別に定める。

(処遇改善手当)

第27条の3 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員で、別に定める職員には、別に定める額を超えない範囲内で、処遇改善手当として支給することができる。

- 2 処遇改善手当は、月1回支給するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、処遇改善手当について必要な事項は、別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第4条、第9条、第10条及び第27条の2の規定は、再雇用職員には適用しない。

- 2 第17条から第19条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第29条 第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当並びに別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第30条 休職中の職員（別に定める職員を除く。）に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該

当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

- (3) 職員が就業規則第19条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第31条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(控除金)

第32条 次に掲げるものについては、給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）の会費
- (2) 厚生会の貸付金の弁済金
- (3) 厚生会が指定し、又はあつせんする物品の購入代金
- (4) 厚生会における福祉厚生積立金
- (5) 厚生会の団体取扱いに係る保険契約（保険法第2条第1号に規定する保険契約をいう。）に基づく保険料
- (6) 労働組合法に規定された労働組合の組合費
- (7) 団体取扱いに係る簡易保険料
- (8) 財形貯蓄積立金
- (9) 病院厚生会の会費
- (10) 前各号に定めるもののほか、労働基準法第24条第1項ただし書に規定する協定によるもの

(口座振替による支払)

第33条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(アルバイト職員の給与)

第34条 アルバイト職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、一般職員（有期雇用職員及びアルバイト職員以外の職員をいう。）の給与の水準を超えない範囲内に

において別に定める。

(補則)

第35条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

(引継職員に係る京都市職員給与条例の一部を改正する条例施行日前日額の保障)

3 平成19年3月31日において京都市職員として在職し、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員となった者（以下「引継職員」という。）で、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日条例第37号）附則第7項の規定による給料を支給される職員については、平成19年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を給料として支給する。

(1) 引継職員で、平成21年12月1日において、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年11月30日京都市条例第24号）による改正後の京都市職員給与条例別表第1の1又は別表第1の3から別表第1の8までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 切替日から平成21年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

イ 平成21年12月1日から平成24年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（その

額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (2) 引継職員で、平成24年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年3月22日決定)による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成24年4月1日から同年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 平成24年12月1日から平成26年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (3) 平成26年4月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年3月25日決定)による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の2から別表第1の6までの規定の適用を受ける職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.39を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.41を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(特定の職務の級の切替え)

- 4 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1の6の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が4級であったもの(別に定める者を除く。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、3級とする。

(特定の号給の切替え)

5 前項の規定により職務の級が切り替えられる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き別表第1の6の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に別表第1の6の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに別表第1の6の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 第6項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（第27条第4項において準用する場合を含む。以下この

項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」と、第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、附則第6項、第7項又は第8項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(住居手当に関する特例)

- 11 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における第13条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

附 則（平成23年11月30日決定）

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日決定）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成24年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(特定の号給の切替え)

- 3 切替日の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4及び別表第1の5の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。

ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、平成24年12月1日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する条例（平成24年11月26日決定）による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程別表第1の4又は別表第1の5の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 切替日から平成24年11月30日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

(2) 平成24年12月1日から平成28年3月31日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.63を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 平成28年4月1日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.64を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支

給する。

- 8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第24条第3項、同条第4項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

- 9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（関係規程の一部改正）

- 10 地方独立行政法人京都市立病院機構職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「7級」を「6級」に改める。

- 11 地方独立行政法人京都市立病院機構職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 10 退職の日において、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第5条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年

改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 11 第5条第2項の規定による給料月額が減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額が減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正規程附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるものに関する第5条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。

- 12 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「9級、8級及び7級」を「8級、7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成24年11月26日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成24年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第24条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成24年4月1日（同月2日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）

までの間に職員以外の者又は職員であつて医療職給料表の規定の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）及び適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）附則第5項から第7項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第12条第2項に規定する別に定める額を除く。）、住居手当、地域手当及び管理職手当（地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程施行細則第56条ただし書の規定により支給されるものを除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成24年6月1日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（その他の経過措置）

- 3 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表

給 料 表	職 務 の 級	号 給
看 護 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで
	7 級	1 号給から 3 6 号給まで
	8 級	1 号給から 2 0 号給まで
薬 剤 職 給 料 表	1 級	1 号給から 1 0 5 号給まで
	2 級	1 号給から 5 6 号給まで
	3 級	1 号給から 5 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
事 務 職 ・ 医 療 技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
技 術 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで
	6 級	1 号給から 3 6 号給まで
	7 級	1 号給から 2 0 号給まで
業 務 職 給 料 表	1 級	1 号給から 9 7 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 5 2 号給まで
	5 級	1 号給から 4 8 号給まで
	6 級	1 号給から 4 4 号給まで

附 則（平成２５年３月１８日決定）

（施行期日）

- １ この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- ２ 平成２５年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第１の２の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

（特定の号給の切替え）

- ３ 切替日の前日において改正前の規程別表第１の２の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が３級又は４級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- ４ 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- ５ 切替日の前日から引き続き地方独立行政法人京都市立病院機構給与規程（以下「給与規程」という。）別表第１の２の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日から引き続き、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額に達しない職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（１） 切替日から平成２８年３月３１日までの期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給料月額

（２） 平成２８年４月１日以後の期間 当該職員が切替日の前日において受けていた給

料月額に100分の96を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に給与規程別表第1の2の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給与規程別表第1の2の給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関するこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項、第24条第3項、同条第4項（改正後の規程第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項、第29条及び別表第2の規定の適用については、改正後の規程第14条第2項、第24条第3項、同条第4項、第29条及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定。以下「平成25年改正規程」という。）附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の規程第27条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成25年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額及び当該額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

9 この附則において別に定めるところとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（関係規程の一部改正）

10 地方独立行政法人京都市立病院機構旅費規程の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「8級及び7級」を「7級及び6級」に改める。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級
9 級	8 級

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 5 日決定）

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 4 日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日から施行する。ただし、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程第 2 8 条の改正規定及び附則第 3 項の改正規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 1 1 条第 2 項及び別表第 1 の 1 から別表第 1 の 6 までの規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、改正後の規程第 2 7 条第 2 項の規定は同年 1 2 月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成 2 6 年 1 2 月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第 2 7 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「1 0 0 分の 7 5」とあるのは「1 0 0 分の 8 2. 5」と、「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 2. 5」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 5」とあるのは「1 0 0 分の 3 7. 5」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月14日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の1から別表第1の6までの規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第27条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年3月29日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成28年4月1日（以下附則第7項までにおいて「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）附則第3項及び第7項から第9項まで、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月22日決定）附則第5項から第7項まで又は地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成25年3月18日決定）附則第5項から第7項までの規定（以下「切替経過措置規定」という。）による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は切替経過措置規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
 - (1) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額以下となる職員
前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が切替経過措置規定による給料の額を上回ることとなる職員
切替経過措置規定による給料
- 7 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する新規程第14条第2項、第16条第1項、第22条第2項、第24条第3項、同条第4項（新規程第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第2の規定の適用については、新規程第14条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の

額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第16条第1項、第22条第2項、第24条第3項、同条第4項及び別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第14条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 8 新規程第13条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 9 新規程第13条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 10 新第1号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第13条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日 から平成29年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第13条第2項	9,500円	7,500円

	第1号イ		
平成29年4月1 日から平成30年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1 日から平成31年 3月31日まで	旧規程第13条第2項 第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第13条第2項 第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第13条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第13条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。
- 12 新規程第13条第1項第2号に掲げる職員（以下「新第2号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 13 新第2号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第13条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28 年4月1 日から平	旧規程第13 条第2項第2 号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	4,000円
----------------------	------------------------	---	--------

成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	3, 7 0 0 円
平成 2 9 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 7 0 0 円
成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	2, 5 0 0 円
平成 3 0 年 4 月 1 日から平	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号ア	前号アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 5 0 0 円
成 3 1 年 3 月 3 1 日まで	旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号イ	前号イに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	1, 2 0 0 円

- 14 新第 2 号職員に該当する者の新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額が、その者が新第 2 号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。
- 15 新第 1 号職員又は新第 2 号職員に該当する職員のうち、附則第 9 項、第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額は、新規程第 1 3 条第 2 項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、新規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条第 2 項の規定による住居手当の月額との合計額とする。
- 16 一の職員が附則第 9 項及び第 1 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第 1 3 条の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居

につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

(その他の経過措置)

- 17 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月2日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月9日から施行する。ただし、別表第1の4の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成28年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

附 則 (平成29年11月29日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月8日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成29年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

附 則（平成３０年３月２７日決定）

（施行期日）

１ この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（昇給の基準に関する暫定措置）

２ この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成３３年３月３１日までの間におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第４条第３項の規定の適用については、同項中「０号給」とあるのは、「１号給」とする。

（扶養手当に関する暫定措置）

３ 施行日から平成３３年３月３１日までの間における改正後の規程第１０条第１項の規定の適用については、同項中「子については１人につき１０，０００円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族が不在のときにあつてはそのうち１人については１１，６００円）とし、子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち１人については８，１００円）」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成３０年 ４月１日か ら平成３１ 年３月３１ 日まで	配偶者については１２，１００円とし、扶養親族たる子については１人につき７，６００円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族が不在のときにあつてはそのうち１人については１１，６００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち１人については６，９００円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち１人については１０，８００円）
平成３１年 ４月１日か ら平成３２ 年３月３１ 日まで	配偶者については１０，３００円とし、扶養親族たる子については１人につき８，４００円（職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族が不在のときにあつてはそのうち１人については１１，６００円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については１人につき６，５００円（職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち１人については６，９００円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち１人については９，９００円）

平成32年 4月1日か ら平成33 年3月31 日まであ	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円（職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については11,600円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については9,000円）
--	--

附 則（平成30年11月30日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月10日から施行する。ただし、第24条、別表第1の4及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条第2項の規定は、平成30年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

附 則（令和元年11月29日決定）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第27条第2項及び別表第1の1から別表第1の6までの改正規定は、令和元年12月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第27条第2項の規定は、令和元年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

- 3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

附 則（令和2年3月27日決定）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月28日決定）

この規程は、令和2年8月31日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程附則第12項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月30日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第27条の2の規定により職員が診療業績手当（以下「新手当」という。）の支給を受ける場合において、その者についての新手当の支給額がこの規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第8条の規定による初任給調整手当（以下「旧手当」という。）の支給額に満たないときは、新手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を診療業績手当として支給する。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間 100分の100

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の80

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の60

(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間 100分の40

(5) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間 100分の20

3 改正後の規程第27条の2の規定により職員が新手当の支給を受ける場合において、その者についての新手当の支給額が旧手当の支給額を上回るとき（別に定めるときを除く。）は、改正後の規程にかかわらず、旧手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を診療業績手当として支給する。

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間 100分の20

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の40

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の60

(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間 100分の80

附 則 (令和2年11月30日決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年12月10日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第24条第2項の規定は、令和2年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和2年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則 (令和3年3月30日決定)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日決定)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年12月10日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第24条第2項の規定は、令和3年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和3年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第24条第2項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則 (令和4年2月28日決定)

この規程は、令和4年3月1日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法

人京都市立病院機構職員給与規程第27条の3の規定は、令和4年2月分の手当から適用する。

附 則（令和4年3月30日決定）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月9日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規定」という。）第27条第2項各号の規定は、令和4年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 令和4年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第27条第2項各号の規定の適用については、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

附 則（令和5年3月31日決定）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（第1条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置）

2 令和5年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 令和5年切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 令和5年切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要がある

と認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

- 5 前3項の規定による給料を支給される職員（別に定める職員を除く。）に関する第1条の規定による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「令和5年改正後の規程」という。）第14条第2項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項（第24条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第29条並びに別表第2の規定の適用については、令和5年改正後の規程第14条第2項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、第29条並びに別表第2中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年月日京都市条例第号）附則第12項から第14項までの規定による給料の額（以下「令和5年経過措置給料額」という。）との合計額」とする。

（その他の経過措置）

- 6 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

（その他の経過措置）

附 則（令和6年6月28日決定）

この規程は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日決定）

- 1 この規程は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この規程による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第1の2から第1の6までの給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級が1級から3級までであったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、別に定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に係る暫定措置）

4 この規程による改正後の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第9条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当は、扶養親族（次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。）のある職員に対して支給する。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

(3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）

(4) 心身に著しい障害がある親族

5 前項の場合における扶養手当の月額は、改正後の規程第10条第1項の規定にかかわらず、扶養親族たる配偶者については3,000円とし、扶養親族たる子については1人につき11,500円（職員に配偶者がいない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあってはそのうち1人については12,300円）とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については7,300円、職員が改正後の規定第3条第1項第4号の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が7級であるもの又は同表以外の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級がこれに相当するものとして任命権者が定めるものである場合にあっては3,000円（当該職員に配偶者がいないときにあっては、そのうち1人については3,800円）、職員が同号の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が6級であるもの又は同表以外の給料表の適用を受ける職員であってその職務の級がこれに相当するものとして任命権者が定めるものである場合にあっては5,000円（当該職員に配偶者がいないときにあっては、そのうち1人については5,800円））とする。

6 前2項の場合における改正後の規定第10条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和7年 月 日決定。以下「一部改正規程」という。）附則第5項」と、同条第3項中「前条及び前2項」とあるのは「一部改正規程附則第6項の規定により読み替えられた前項並びに一部改正規程附則第2項及び第3項」とする。

(再雇用職員の住居手当に関する特例)

- 7 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、改正後の規定第3条第5項に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）のうち、地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月29日決定。以下「平成28年改正規程」という。）附則第9項又は第12項に規定する職員に対し、平成28年改正規程の規定による改正前の地方独立行政法人京都市立病院機構職員給与規程（以下「平成28年改正前の規程」という。）第13条の規定の例により、住居手当を支給する。
- 8 一の再雇用職員が前項の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月（平成28年改正規程附則第9項又は第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成28年改正前の規定第13条の規定により住居手当の支給を受けた期間があるときは、当該期間を含む。）を限度とする。この場合においては、平成28年改正規程附則第16項後段の規定を準用する。

(給与の内払)

- 9 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 10 前9項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

別表第1の1（第3条関係）

医療職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400
2	293,700	372,600	428,700	486,200
3	296,000	375,100	430,700	488,000
4	298,200	377,600	432,600	489,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600
6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800

40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	
82		485, 900	542, 300	
83		486, 400	543, 200	
84		486, 900	544, 100	

85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第1の2（第3条関係）

看護職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	197,800	256,900	266,000	292,600	324,600	354,900
2	199,800	257,600	267,100	294,100	327,200	357,700
3	202,100	258,900	267,900	295,400	329,700	360,400
4	204,000	260,700	269,300	296,600	332,300	363,200
5	205,700	261,200	270,200	297,700	333,700	365,700
6	207,800	262,400	271,100	299,400	336,300	368,500
7	209,800	263,900	272,600	301,300	338,900	371,300
8	211,900	265,000	274,100	302,800	341,500	374,100
9	213,600	265,500	274,900	303,000	342,900	376,600
10	214,800	267,100	276,400	304,300	345,500	379,400
11	215,800	268,600	277,900	305,900	348,100	382,200
12	217,500	269,600	279,300	307,800	350,600	384,900
13	218,900	269,800	279,700	308,300	353,200	387,500
14	219,500	271,100	281,000	310,400	355,800	390,400
15	221,200	272,200	282,700	311,200	358,400	393,200
16	222,900	273,400	284,300	313,400	360,900	396,100
17	224,100	274,400	284,500	313,600	363,500	398,700
18	225,600	275,300	285,700	315,900	366,100	401,700
19	226,800	276,200	287,500	318,100	368,600	404,700
20	227,500	277,700	289,100	320,400	371,200	407,700
21	228,300	279,000	289,300	322,700	373,800	409,400
22	230,000	279,600	290,300	324,800	376,400	411,600
23	230,900	280,800	292,100	326,700	378,900	414,500
24	231,200	282,500	293,700	328,900	381,500	417,300
25	232,500	283,700	294,100	330,400	384,200	420,100
26	234,200	284,300	295,900	332,000	386,900	422,700
27	234,700	285,600	297,700	333,900	389,600	425,400
28	235,300	287,400	299,500	335,600	392,200	428,200
29	236,700	288,500	301,200	337,400	394,900	430,800
30	237,800	290,300	301,400	339,000	397,200	433,300
31	239,100	292,100	302,900	340,700	399,700	436,000
32	239,700	293,900	304,700	342,600	402,300	438,700
33	240,900	295,600	306,400	344,300	404,900	441,500
34	241,700	296,800	306,600	345,900	407,300	444,100
35	243,100	298,500	308,100	347,500	409,600	446,800
36	243,700	300,300	309,800	349,300	412,000	449,400
37	245,100	301,700	311,500	351,100	414,000	452,100
38	246,200	302,900	311,700	352,700	415,800	454,700
39	247,400	304,200	313,100	354,400	417,900	457,200

40	248,500	306,000	314,900	355,900	420,000	459,800
41	249,300	307,700	316,600	357,900	422,100	461,500
42	249,800	308,300	317,000	359,300	424,100	463,800
43	251,100	309,500	318,600	361,400	426,000	466,100
44	252,300	311,300	320,000	363,500	428,100	468,400
45	253,500	312,800	321,700	364,700	429,800	470,700
46	253,900	313,700	322,100	366,600	431,300	472,900
47	255,400	314,700	323,700	368,400	432,800	475,100
48	257,000	316,000	325,300	370,100	434,400	477,200
49	257,700	317,200	326,700	371,500	435,700	479,300
50	258,300	318,100	327,700	373,000	437,100	481,300
51	260,000	319,200	329,200	374,600	438,600	483,300
52	261,400	320,300	330,500	376,100	440,100	485,300
53	261,900	321,600	331,100	377,700	441,500	487,300
54	263,500	321,800	331,800	379,000	442,700	489,300
55	265,200	322,500	333,000	380,300	443,800	491,200
56	266,300	323,500	334,200	381,600	445,000	493,100
57	267,900	324,500	335,400	382,500	446,000	495,000
58	269,600	324,700	336,300	383,600	446,800	496,800
59	271,000	325,700	337,200	384,400	447,800	498,600
60	272,700	326,600	338,400	384,900	448,800	500,400
61	274,200	327,400	339,700	385,400	449,800	502,100
62	275,900	327,600	340,800	386,200	450,700	503,600
63	277,600	328,500	341,700	386,800	451,700	505,100
64	279,300	329,300	342,700	387,400	452,700	506,500
65	280,200	330,300	344,000	387,900	453,500	507,900
66	281,900	330,500	344,800	388,600	454,500	509,100
67	283,600	331,300	345,800	389,200	455,500	510,300
68	285,300	332,200	346,800	389,900	456,400	511,500
69	286,900	333,200	348,100	390,400	457,200	512,700
70	288,600	333,600	349,200	391,000	457,800	513,500
71	290,300	334,500	349,900	391,600	458,700	514,200
72	292,000	335,400	350,900	392,400	459,600	514,900
73	293,600	336,100	351,800	392,900	460,500	515,600
74	295,100	336,700	352,700	393,500	461,200	516,300
75	296,600	337,500	353,700	394,100	461,900	517,000
76	298,100	338,300	354,700	394,800	462,600	517,600
77	299,700	339,000	355,400	395,400	463,400	518,200
78	300,600	339,700	356,300	396,000	464,100	518,600
79	301,500	340,500	357,200	396,600	464,800	519,000
80	302,400	341,200	358,200	397,200	465,500	519,400
81	303,400	341,900	359,000	397,800	466,300	519,700
82	304,200	342,600	359,900	398,400	467,000	520,100
83	305,000	343,400	360,700	399,100	467,700	520,500
84	305,800	344,100	361,700	399,700	468,400	520,900

85	306, 700	344, 800	362, 600	400, 200	469, 200	521, 200
86	307, 300	345, 600	363, 500	400, 800	469, 900	521, 600
87	307, 900	346, 300	364, 200	401, 500	470, 600	522, 000
88	308, 500	347, 000	365, 100	402, 100	471, 300	522, 400
89	309, 200	347, 700	366, 200	402, 600	472, 100	522, 700
90	309, 800	348, 400	366, 700	403, 200	472, 800	
91	310, 400	349, 100	367, 600	403, 900	473, 500	
92	311, 000	349, 800	368, 600	404, 500	474, 200	
93	311, 500	350, 300	369, 300	405, 000	474, 900	
94	312, 100	351, 000	369, 700	405, 600	475, 500	
95	312, 700	351, 700	370, 200	406, 300	476, 200	
96	313, 300	352, 300	370, 900	406, 900	476, 900	
97	313, 600	352, 700	372, 000	407, 400	477, 700	
98	314, 100	353, 400	372, 800	408, 000		
99	314, 600	354, 000	373, 500	408, 700		
100	315, 100	354, 600	373, 900	409, 400		
101	315, 400	355, 000	374, 500	409, 800		
102		355, 600	375, 200	410, 400		
103		356, 200	375, 900	411, 100		
104		356, 800	376, 300	411, 800		
105		357, 200	376, 800	412, 200		
106		357, 800	377, 400	412, 900		
107		358, 400	377, 900	413, 500		
108		359, 000	378, 400	414, 100		
109		359, 400	378, 600	414, 600		
110		360, 000	379, 200	415, 300		
111		360, 600	379, 800	415, 900		
112		361, 200	380, 000	416, 600		
113		361, 500	380, 400	416, 900		
114		362, 100	381, 000	417, 600		
115		362, 700	381, 600	418, 300		
116		363, 300	381, 800	418, 800		
117		363, 600	382, 200	419, 200		
118		364, 200	382, 800			
119		364, 800	383, 400			
120		365, 400	383, 700			
121		365, 700	384, 000			
122		366, 200	384, 500			
123		366, 700	385, 000			
124		367, 200	385, 300			
125		367, 500	385, 800			
126		367, 800	386, 100			
127		368, 100	386, 600			
128		368, 400	387, 000			
129		368, 600	387, 500			

130		368,900	387,900			
131		369,200	388,400			
132		369,500	388,900			
133		369,700	389,200			
134			389,600			
135			390,100			
136			390,600			
137			390,900			
138			391,300			
139			391,800			
140			392,300			
141			392,600			

備考1 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、看護師にあつては262,600円、准看護師にあつては227,060円とする。

別表第1の3（第3条関係）

薬剤職給料表

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	222,800	235,500	251,700	285,600	330,900	354,900
2	224,100	237,300	253,600	287,500	331,100	357,700
3	225,400	239,100	255,400	289,400	333,200	360,400
4	226,200	240,900	256,800	291,400	335,400	363,200
5	226,400	242,600	257,000	292,600	337,800	365,700
6	228,200	243,600	259,000	294,400	338,200	368,500
7	229,700	245,100	260,300	296,100	340,500	371,300
8	229,900	246,600	262,100	297,500	342,700	374,100
9	230,100	247,600	262,300	298,600	344,700	376,600
10	231,900	249,000	264,200	300,800	346,300	379,400
11	233,700	250,700	266,100	303,000	348,600	382,200
12	234,800	252,300	267,400	304,500	350,800	384,900
13	236,200	252,600	267,600	304,700	353,200	387,500
14	236,400	253,800	269,500	307,000	355,700	390,400
15	238,000	255,800	271,600	309,300	358,200	393,200
16	239,400	256,700	273,600	310,600	360,600	396,100
17	240,700	257,600	275,700	310,800	363,200	398,700
18	240,900	258,500	277,300	313,100	365,800	401,700
19	241,900	260,500	278,800	315,400	368,300	404,700
20	243,700	261,400	280,500	317,700	370,900	407,700
21	245,200	262,600	281,500	319,900	373,500	409,400
22	245,400	263,700	282,400	321,400	376,200	411,600
23	247,000	265,500	284,200	323,100	378,800	414,500
24	248,600	266,400	285,400	325,000	381,500	417,300
25	249,700	267,200	287,200	326,800	384,000	420,100
26	250,200	268,500	288,200	328,400	386,700	422,700
27	251,300	269,900	290,100	330,100	389,400	425,400
28	252,800	271,000	291,200	331,800	392,100	428,200
29	253,500	271,600	292,900	333,700	394,800	430,800
30	254,000	272,200	294,000	335,400	397,000	433,300
31	255,100	273,300	295,600	337,300	399,500	436,000
32	256,200	274,400	296,900	339,000	402,100	438,700
33	257,300	275,700	298,600	340,600	404,700	441,500
34	257,600	276,400	299,700	342,500	407,100	444,100
35	258,700	277,200	301,500	344,200	409,400	446,800
36	259,800	278,700	302,500	345,900	411,800	449,400
37	261,000	279,800	304,300	347,500	413,800	452,100
38	261,300	280,000	305,200	349,300	415,600	454,700
39	262,400	281,000	306,900	351,000	417,700	457,200

40	263, 500	282, 500	308, 300	352, 700	419, 800	459, 800
41	264, 700	283, 900	310, 000	354, 400	422, 000	461, 500
42	265, 300	284, 100	310, 200	355, 900	424, 000	463, 800
43	266, 100	284, 900	311, 100	357, 600	425, 900	466, 100
44	267, 200	286, 500	312, 900	359, 300	428, 000	468, 400
45	268, 400	288, 000	314, 600	361, 300	429, 700	470, 700
46	268, 900	288, 300	314, 800	363, 200	431, 200	472, 900
47	269, 800	289, 100	316, 100	365, 000	432, 700	475, 100
48	270, 900	290, 500	317, 400	366, 900	434, 300	477, 200
49	272, 100	292, 100	319, 200	368, 200	435, 500	479, 300
50	272, 800	292, 300	319, 900	369, 500	436, 700	481, 300
51	273, 900	293, 500	321, 400	371, 000	438, 000	483, 300
52	275, 000	294, 900	322, 300	372, 300	439, 300	485, 300
53	275, 800	296, 100	323, 800	373, 500	440, 700	487, 300
54	276, 600	296, 500	324, 900	374, 700	441, 600	489, 300
55	277, 400	297, 600	326, 100	375, 900	442, 600	491, 200
56	278, 200	298, 700	327, 200	377, 200	443, 700	493, 100
57	278, 800	300, 000	328, 400	378, 300	444, 400	495, 000
58	279, 300	300, 600	329, 700	379, 300	445, 300	496, 800
59	279, 800	301, 800	330, 600	380, 300	446, 300	498, 600
60	280, 300	302, 900	332, 000	381, 300	447, 200	500, 400
61	280, 600	303, 900	333, 000	382, 100	448, 100	502, 100
62	281, 100	304, 500	333, 800	383, 000	449, 100	503, 600
63	281, 600	305, 500	335, 100	383, 900	450, 100	505, 100
64	282, 100	306, 600	336, 400	384, 500	451, 000	506, 500
65	282, 400	307, 700	337, 500	384, 900	451, 800	507, 900
66	282, 900	308, 400	338, 500	385, 500	452, 800	509, 100
67	283, 400	309, 200	339, 800	386, 100	453, 800	510, 300
68	283, 900	310, 000	341, 200	386, 700	454, 800	511, 500
69	284, 200	310, 900	342, 000	387, 300	455, 500	512, 700
70	284, 700	311, 600	343, 100	387, 900	456, 400	513, 500
71	285, 200	312, 200	344, 400	388, 500	457, 300	514, 200
72	285, 700	312, 900	345, 600	389, 100	457, 900	514, 900
73	286, 000	313, 500	346, 500	389, 700	458, 800	515, 600
74	286, 500	313, 900	347, 700	390, 300	459, 500	516, 300
75	287, 000	314, 600	349, 000	390, 900	460, 200	517, 000
76	287, 500	315, 300	349, 900	391, 500	460, 900	517, 600
77	287, 800	316, 100	351, 000	392, 100	461, 700	518, 200
78	288, 300	316, 800	352, 200	392, 700	462, 400	518, 600
79	288, 800	317, 500	353, 500	393, 300	463, 100	519, 000
80	289, 300	318, 200	354, 400	393, 900	463, 800	519, 400
81	289, 600	318, 700	355, 500	394, 500	464, 600	519, 700
82	290, 100	319, 400	356, 800	395, 100	465, 300	520, 100
83	290, 600	320, 000	358, 000	395, 700	466, 000	520, 500
84	291, 100	320, 600	358, 900	396, 300	466, 700	520, 900

85	291, 400	321, 300	360, 000	396, 900	467, 500	521, 200
86	291, 900	322, 000	361, 200	397, 500	468, 200	521, 600
87	292, 400	322, 700	362, 500	398, 100	468, 900	522, 000
88	292, 900	323, 200	363, 500	398, 800	469, 600	522, 400
89	293, 200	323, 900	364, 400	399, 300	470, 400	522, 700
90	293, 700	324, 600	365, 400	399, 900	470, 900	
91	294, 200	325, 300	366, 400	400, 500	471, 600	
92	294, 700	325, 900	366, 900	401, 200	472, 300	
93	295, 000	326, 500	367, 600	401, 700	473, 100	
94	295, 500	327, 100	368, 400	402, 300	473, 800	
95	296, 000	327, 800	369, 300	402, 900	474, 500	
96	296, 500	328, 500	369, 800	403, 600	475, 100	
97	296, 800	329, 100	370, 600	404, 100	475, 800	
98	297, 300	329, 800	371, 300	404, 700		
99	297, 800	330, 400	372, 100	405, 300		
100	298, 300	331, 100	372, 800	406, 000		
101	298, 600	331, 700	373, 300	406, 500		
102		332, 400	374, 000	407, 100		
103		332, 900	374, 800	407, 700		
104		333, 600	375, 500	408, 400		
105		334, 200	376, 000	408, 900		
106		334, 900	376, 600	409, 500		
107		335, 600	377, 500	410, 100		
108		336, 200	378, 200	410, 800		
109		336, 600	378, 700	411, 300		
110		337, 200	379, 300	412, 000		
111		337, 800	380, 100	412, 700		
112		338, 400	380, 600	413, 200		
113		338, 800	381, 400	413, 700		
114		339, 300	381, 800	414, 300		
115		339, 800	382, 300	415, 000		
116		340, 300	382, 900	415, 700		
117		340, 600	383, 300	416, 100		
118		341, 100	383, 700			
119		341, 600	384, 200			
120		342, 100	384, 800			
121		342, 400	385, 200			
122		342, 900	385, 600			
123		343, 400	386, 100			
124		343, 900	386, 700			
125		344, 200	387, 100			
126		344, 700	387, 500			
127		345, 200	387, 900			
128		345, 700	388, 500			
129		346, 000	388, 900			

130		346,400	389,200			
131		346,700	389,700			
132		347,000	390,300			
133		347,300	390,700			
134		347,600	391,200			
135		347,900	391,700			
136		348,200	392,200			
137		348,500	392,500			
138		348,800				
139		349,100				
140		349,400				
141		349,600				
142		349,900				
143		350,200				
144		350,500				
145		350,700				

備考1 この表は、薬剤師に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、261,400円とする。

別表第1の4（第3条関係）

事務職・医療技術職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,800	224,200	251,700	285,600	324,600	354,900	398,300
2	170,900	224,800	253,600	287,500	327,200	357,700	401,100
3	172,000	226,600	255,400	289,400	329,700	360,400	404,100
4	173,100	228,400	257,300	291,400	332,300	363,200	407,100
5	174,200	230,100	258,800	292,600	333,700	365,700	410,100
6	175,300	230,700	260,800	294,400	336,300	368,500	413,000
7	176,400	232,500	262,100	296,100	338,900	371,300	416,000
8	177,500	234,300	263,500	297,500	341,500	374,100	418,900
9	178,600	236,000	264,300	298,600	342,900	376,600	421,900
10	179,900	237,800	266,000	300,800	345,500	379,400	424,800
11	181,200	239,600	267,300	303,000	348,100	382,200	427,800
12	182,500	241,400	268,300	304,500	350,600	384,900	430,800
13	183,800	243,100	269,400	304,700	353,200	387,500	433,700
14	185,200	243,300	270,800	307,000	355,800	390,400	436,700
15	186,700	244,800	272,000	309,300	358,400	393,200	439,700
16	188,200	246,300	273,500	310,600	360,900	396,100	442,600
17	189,800	247,900	275,000	310,800	363,500	398,700	445,500
18	192,800	249,000	276,800	313,100	366,100	401,700	448,500
19	195,400	250,400	278,300	315,400	368,600	404,700	451,500
20	198,000	251,700	279,800	317,700	371,200	407,700	454,500
21	200,200	252,700	280,000	319,900	373,800	409,400	457,400
22	202,800	253,600	281,700	321,400	376,400	411,600	460,500
23	205,000	255,200	283,400	323,100	378,900	414,500	463,600
24	207,300	256,500	284,800	325,000	381,500	417,300	466,600
25	209,400	257,500	285,000	326,800	384,200	420,100	469,300
26	211,700	258,000	286,700	328,400	386,900	422,700	472,400
27	213,900	259,400	288,500	330,100	389,600	425,400	475,400
28	215,100	261,400	289,800	331,800	392,200	428,200	478,500
29	216,200	262,100	290,000	333,700	394,900	430,800	481,400
30	218,000	263,300	291,900	335,400	397,200	433,300	484,700
31	219,200	264,600	293,400	337,300	399,700	436,000	488,100
32	220,400	266,200	294,500	339,000	402,300	438,700	491,300
33	222,100	266,700	295,100	340,600	404,900	441,500	494,700
34	223,700	267,900	296,900	342,500	407,300	444,100	497,700
35	225,300	269,200	298,300	344,200	409,600	446,800	500,600
36	226,600	270,300	299,700	345,900	412,000	449,400	503,700
37	227,300	270,900	300,200	347,500	414,000	452,100	506,600
38	229,100	272,100	301,600	349,300	415,800	454,700	509,200
39	230,800	272,700	303,000	351,000	417,900	457,200	511,900

40	231, 300	273, 900	304, 300	352, 700	420, 000	459, 800	514, 500
41	231, 500	275, 100	305, 300	354, 400	422, 100	461, 500	516, 900
42	233, 200	275, 800	306, 700	355, 900	424, 100	463, 800	519, 100
43	235, 000	276, 600	308, 000	357, 600	426, 000	466, 100	521, 300
44	235, 500	278, 100	309, 500	359, 300	428, 100	468, 400	523, 500
45	235, 700	279, 300	311, 000	361, 300	429, 800	470, 700	525, 800
46	237, 100	279, 500	312, 300	363, 200	431, 300	472, 900	528, 000
47	238, 600	280, 700	313, 700	365, 000	432, 800	475, 100	530, 200
48	239, 700	282, 300	315, 400	366, 900	434, 400	477, 200	532, 400
49	239, 900	283, 500	316, 900	368, 200	435, 700	479, 300	534, 700
50	241, 200	283, 700	317, 600	369, 500	437, 100	481, 300	536, 700
51	242, 400	284, 700	319, 100	371, 000	438, 600	483, 300	538, 900
52	243, 900	286, 400	320, 400	372, 300	440, 100	485, 300	541, 000
53	244, 100	287, 700	321, 700	373, 500	441, 500	487, 300	543, 000
54	245, 500	287, 900	322, 500	374, 700	442, 700	489, 300	544, 800
55	246, 900	288, 800	323, 900	375, 900	443, 800	491, 200	546, 600
56	248, 100	290, 300	325, 300	377, 200	445, 000	493, 100	548, 300
57	248, 300	291, 900	326, 400	378, 300	446, 000	495, 000	550, 200
58	249, 500	292, 100	327, 400	379, 300	446, 800	496, 800	551, 900
59	250, 400	293, 500	328, 800	380, 300	447, 800	498, 600	553, 600
60	251, 600	294, 900	330, 000	381, 300	448, 800	500, 400	555, 300
61	252, 500	296, 100	330, 500	382, 100	449, 800	502, 100	556, 900
62	252, 900	296, 600	331, 600	383, 000	450, 700	503, 600	558, 600
63	254, 100	297, 800	332, 300	383, 900	451, 700	505, 100	560, 200
64	255, 400	299, 000	333, 300	384, 500	452, 700	506, 500	561, 900
65	256, 700	300, 200	334, 300	384, 900	453, 500	507, 900	563, 500
66	256, 900	300, 800	335, 200	385, 500	454, 500	509, 100	564, 600
67	258, 100	302, 000	336, 200	386, 100	455, 500	510, 300	565, 800
68	259, 600	303, 100	337, 000	386, 700	456, 400	511, 500	567, 000
69	260, 900	304, 300	338, 200	387, 300	457, 200	512, 700	568, 000
70	261, 100	305, 000	339, 200	387, 900	457, 800	513, 500	569, 200
71	262, 500	306, 100	340, 300	388, 500	458, 700	514, 200	570, 400
72	263, 900	307, 300	341, 400	389, 100	459, 600	514, 900	571, 600
73	265, 100	308, 400	342, 100	389, 700	460, 500	515, 600	572, 500
74	265, 600	309, 400	343, 000	390, 300	461, 200	516, 300	573, 700
75	266, 900	310, 400	344, 100	390, 900	461, 900	517, 000	574, 900
76	268, 200	311, 400	345, 100	391, 500	462, 600	517, 600	576, 100
77	269, 300	312, 300	346, 000	392, 100	463, 400	518, 200	577, 000
78	270, 100	312, 900	346, 800	392, 700	464, 100	518, 600	578, 100
79	271, 200	313, 700	347, 800	393, 300	464, 800	519, 000	579, 300
80	272, 300	314, 600	348, 800	393, 900	465, 500	519, 400	580, 500
81	273, 400	315, 500	349, 700	394, 500	466, 300	519, 700	581, 500
82	274, 400	316, 400	350, 400	395, 100	467, 000	520, 100	
83	275, 400	317, 300	351, 300	395, 700	467, 700	520, 500	
84	276, 400	318, 100	352, 300	396, 300	468, 400	520, 900	

85	277, 400	318, 700	353, 300	396, 900	469, 200	521, 200
86	278, 200	319, 500	354, 300	397, 500	469, 900	521, 600
87	279, 000	320, 200	354, 900	398, 100	470, 600	522, 000
88	279, 500	320, 900	355, 900	398, 800	471, 300	522, 400
89	279, 700	321, 700	356, 700	399, 300	472, 100	522, 700
90	280, 200	322, 500	357, 500	399, 900	472, 800	
91	280, 700	323, 200	358, 400	400, 500	473, 500	
92	281, 200	323, 900	358, 900	401, 200	474, 200	
93	281, 500	324, 700	360, 000	401, 700	474, 900	
94		325, 300	360, 800	402, 300	475, 500	
95		326, 000	361, 800	402, 900	476, 200	
96		326, 700	362, 800	403, 600	476, 900	
97		327, 500	363, 300	404, 100	477, 700	
98		328, 100	364, 000	404, 700		
99		328, 800	364, 900	405, 300		
100		329, 500	365, 900	406, 000		
101		330, 300	366, 600	406, 500		
102		331, 000	367, 100	407, 100		
103		331, 700	367, 900	407, 700		
104		332, 400	368, 800	408, 400		
105		333, 000	369, 600	408, 900		
106		333, 700	370, 000	409, 500		
107		334, 400	370, 900	410, 100		
108		335, 100	371, 700	410, 800		
109		335, 500	372, 500	411, 300		
110		336, 200	373, 200	412, 000		
111		336, 900	373, 600	412, 700		
112		337, 600	374, 200	413, 200		
113		338, 000	374, 900	413, 700		
114		338, 500	375, 600	414, 300		
115		339, 000	376, 200	415, 000		
116		339, 500	376, 600	415, 700		
117		339, 800	377, 000	416, 100		
118		340, 300	377, 500			
119		340, 800	377, 900			
120		341, 300	378, 300			
121		341, 600	378, 500			
122		342, 100	378, 800			
123		342, 600	379, 300			
124		343, 100	379, 800			
125		343, 400	380, 000			
126		343, 900	380, 200			
127		344, 400	380, 600			
128		344, 900	381, 100			
129		345, 200	381, 400			

130		345,700	381,600				
131		346,200	382,000				
132		346,700	382,500				
133		347,000	382,800				
134		347,400	383,200				
135		347,700	383,400				
136		348,000	383,900				
137		348,300	384,200				
138		348,600	384,600				
139		348,900	385,100				
140		349,200	385,300				
141		349,500	385,500				
142		349,800					
143		350,100					
144		350,400					
145		350,600					
146		350,900					
147		351,200					
148		351,500					
149		351,700					

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表にかかわらず、再雇用職員の給料月額は、257,600円とする。

別表第1の5（第3条関係）

技術職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	184,300	224,600	251,700	284,900	325,600	354,900	399,600
2	185,600	225,100	253,600	285,900	328,200	357,700	402,600
3	187,000	226,800	255,400	287,700	330,700	360,400	405,600
4	188,400	228,500	257,300	289,600	333,300	363,200	408,600
5	190,000	230,300	258,800	290,800	334,600	365,700	411,500
6	192,900	230,900	260,800	292,200	337,200	368,500	414,400
7	195,400	232,700	262,100	294,300	339,800	371,300	417,300
8	197,900	234,500	263,500	296,400	342,400	374,100	420,100
9	200,100	236,000	264,300	296,700	343,900	376,600	422,900
10	202,700	237,800	266,000	297,800	346,600	379,400	425,700
11	204,900	239,600	267,300	300,000	349,300	382,200	428,600
12	207,200	241,400	268,300	302,200	351,900	384,900	431,500
13	209,100	243,100	269,400	302,600	354,400	387,500	434,300
14	211,500	243,300	270,800	303,600	357,100	390,400	437,100
15	213,800	244,800	272,000	305,800	359,700	393,200	440,000
16	215,200	246,300	273,500	308,000	362,400	396,100	442,900
17	216,600	247,800	275,000	308,500	364,900	398,700	445,700
18	218,300	248,900	276,800	309,300	367,500	401,700	448,400
19	219,400	250,300	278,300	311,600	370,200	404,700	451,300
20	220,500	251,600	279,800	313,900	372,900	407,700	454,200
21	222,300	252,500	280,000	314,500	375,400	409,400	457,000
22	223,800	253,500	281,700	316,800	377,900	411,600	459,800
23	225,300	255,100	283,400	319,000	380,600	414,500	462,700
24	226,500	256,400	284,800	321,200	383,300	417,300	465,500
25	227,300	257,200	285,000	323,600	385,700	420,100	468,300
26	229,000	257,600	286,700	325,500	388,000	422,700	471,100
27	230,600	259,000	288,500	327,700	390,600	425,400	473,900
28	231,000	261,000	289,800	329,800	393,100	428,200	476,800
29	231,500	261,700	290,000	331,600	395,600	430,800	479,600
30	233,000	262,900	291,900	333,600	398,100	433,300	482,400
31	234,700	264,200	293,400	335,800	400,500	436,000	485,200
32	235,100	265,800	294,500	338,100	403,000	438,700	488,100
33	235,600	266,200	295,100	339,600	405,400	441,500	490,700
34	236,800	267,400	296,900	341,700	407,800	444,100	493,300
35	238,200	268,700	298,300	343,500	410,100	446,800	495,900
36	239,200	269,800	299,700	345,400	412,500	449,400	498,400
37	239,700	270,300	300,200	347,000	414,400	452,100	500,600
38	240,700	271,400	301,600	348,700	416,200	454,700	502,800
39	241,900	272,200	303,000	350,500	418,300	457,200	505,000

40	243, 400	273, 400	304, 300	352, 300	420, 400	459, 800	507, 000
41	243, 800	274, 400	305, 300	354, 200	422, 500	461, 500	509, 100
42	244, 700	275, 400	306, 700	355, 700	424, 300	463, 800	511, 300
43	246, 100	275, 900	308, 000	357, 400	426, 000	466, 100	513, 400
44	247, 500	277, 400	309, 500	359, 100	427, 900	468, 400	515, 600
45	247, 900	278, 500	311, 000	361, 100	429, 700	470, 700	517, 600
46	248, 800	279, 100	312, 300	363, 000	431, 100	472, 900	519, 800
47	250, 200	280, 300	313, 700	364, 800	432, 500	475, 100	522, 000
48	251, 000	281, 400	315, 400	366, 700	434, 000	477, 200	524, 100
49	251, 600	282, 600	316, 900	368, 000	435, 400	479, 300	526, 100
50	252, 500	283, 800	317, 600	369, 300	436, 600	481, 300	528, 200
51	253, 100	284, 300	319, 100	370, 800	438, 100	483, 300	530, 400
52	254, 300	285, 200	320, 400	372, 100	439, 600	485, 300	532, 500
53	255, 300	286, 700	321, 700	373, 300	441, 000	487, 300	534, 600
54	256, 000	288, 100	322, 500	374, 500	442, 200	489, 300	536, 700
55	257, 100	288, 300	323, 900	375, 700	443, 400	491, 200	538, 900
56	257, 800	289, 100	325, 300	377, 000	444, 600	493, 100	541, 000
57	259, 000	290, 400	326, 400	378, 200	445, 600	495, 000	543, 100
58	259, 500	291, 700	327, 500	379, 200	446, 600	496, 800	545, 200
59	260, 700	291, 800	329, 000	380, 200	447, 600	498, 600	547, 400
60	261, 600	293, 200	330, 300	381, 200	448, 600	500, 400	549, 500
61	262, 700	294, 100	331, 000	382, 000	449, 600	502, 100	551, 600
62	263, 000	295, 100	331, 800	382, 800	450, 300	503, 600	553, 300
63	264, 200	296, 300	332, 800	383, 700	451, 300	505, 100	555, 000
64	265, 400	296, 800	334, 100	384, 200	452, 300	506, 500	556, 600
65	266, 400	297, 800	335, 500	384, 700	453, 300	507, 900	558, 000
66	266, 600	298, 400	336, 500	385, 500	454, 200	509, 100	559, 200
67	267, 800	299, 500	337, 500	386, 200	455, 200	510, 300	560, 400
68	269, 000	300, 700	338, 700	386, 700	456, 100	511, 500	561, 600
69	270, 100	301, 500	340, 000	387, 200	457, 000	512, 700	562, 600
70	270, 600	301, 900	341, 200	388, 000	457, 600	513, 500	563, 800
71	271, 800	303, 000	342, 000	388, 600	458, 500	514, 200	565, 000
72	272, 900	304, 100	343, 000	389, 200	459, 400	514, 900	566, 200
73	273, 800	305, 200	344, 200	389, 700	460, 400	515, 600	567, 200
74	274, 700	305, 600	345, 200	390, 300	461, 200	516, 300	568, 300
75	275, 600	306, 700	346, 100	390, 900	462, 000	517, 000	569, 500
76	276, 500	307, 800	347, 000	391, 500	462, 800	517, 600	570, 700
77	277, 500	308, 900	348, 100	392, 100	463, 400	518, 200	571, 700
78	278, 200	309, 800	349, 100	392, 600	464, 200	518, 600	572, 800
79	278, 900	310, 700	350, 000	393, 200	465, 000	519, 000	574, 000
80	279, 400	311, 500	350, 700	393, 800	465, 800	519, 400	575, 200
81	279, 600	312, 000	351, 600	394, 500	466, 400	519, 700	576, 200
82	280, 100	312, 900	352, 600	395, 000	467, 200	520, 100	
83	280, 600	313, 500	353, 600	395, 600	468, 000	520, 500	
84	281, 100	314, 300	354, 600	396, 200	468, 800	520, 900	

85	281,500	315,100	355,100	396,900	469,400	521,200
86	282,000	315,900	356,100	397,500	470,200	521,600
87	282,500	316,700	357,100	398,100	471,000	522,000
88	283,000	317,500	358,000	398,800	471,800	522,400
89	283,300	318,200	358,600	399,300	472,400	522,700
90	283,800	319,000	359,300	399,900	473,200	
91	284,300	319,800	360,200	400,500	474,000	
92	284,800	320,600	360,900	401,200	474,700	
93	285,100	321,300	361,500	401,700	475,300	
94		322,100	362,300	402,300	476,000	
95		322,900	363,100	402,900	476,800	
96		323,700	363,600	403,600	477,600	
97		324,300	364,300	404,100	478,200	
98		324,900	365,000	404,700		
99		325,600	365,800	405,300		
100		326,300	366,500	406,000		
101		327,000	367,100	406,500		
102		327,600	367,700	407,100		
103		328,300	368,500	407,700		
104		329,000	369,300	408,400		
105		329,700	369,900	408,900		
106		330,400	370,500	409,500		
107		331,100	371,300	410,100		
108		331,800	372,000	410,800		
109		332,400	372,700	411,300		
110		333,100	373,400	412,000		
111		333,800	373,800	412,700		
112		334,400	374,400	413,200		
113		334,700	374,900	413,700		
114		335,300	375,600	414,300		
115		335,900	376,200	415,000		
116		336,500	376,600	415,700		
117		336,900	377,000	416,100		
118		337,500	377,500			
119		338,100	377,900			
120		338,700	378,300			
121		339,100	378,500			
122		339,600	378,800			
123		340,100	379,300			
124		340,600	379,800			
125		340,900	380,000			
126		341,400	380,200			
127		341,900	380,600			
128		342,400	381,100			
129		342,700	381,400			

130	343, 200	381, 600				
131	343, 700	382, 000				
132	344, 200	382, 500				
133	344, 500	382, 800				
134	345, 000	383, 200				
135	345, 500	383, 400				
136	346, 000	383, 900				
137	346, 300	384, 200				
138	346, 700	384, 600				
139	347, 000	385, 100				
140	347, 300	385, 300				
141	347, 600	385, 500				
142	347, 900					
143	348, 200					
144	348, 500					
145	348, 800					
146	349, 100					
147	349, 400					
148	349, 700					
149	349, 900					
150	350, 200					
151	350, 500					
152	350, 800					
153	351, 000					

備考 この表は、技術職員に適用する。

別表第1の6（第3条関係）

業務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	174,900	224,500	251,700	270,400	285,600
2	176,000	225,100	253,400	271,200	287,500
3	177,100	226,900	255,200	272,800	289,400
4	178,200	228,700	257,000	274,500	291,400
5	179,300	230,500	258,800	275,900	292,600
6	180,600	231,100	260,800	277,300	294,400
7	181,900	232,900	262,100	279,100	296,100
8	183,200	234,700	263,500	279,600	297,500
9	184,300	236,500	264,300	281,400	298,600
10	185,600	238,300	266,000	283,200	300,800
11	186,900	240,100	267,300	285,100	303,000
12	188,200	241,900	268,300	285,800	304,500
13	190,000	243,700	269,400	286,900	304,700
14	192,300	243,900	270,800	288,700	307,000
15	193,600	245,400	272,000	289,700	309,300
16	195,500	246,900	273,500	291,900	310,600
17	197,500	248,400	275,000	292,400	310,800
18	198,900	249,600	276,800	294,100	313,100
19	200,600	251,000	278,300	295,600	315,400
20	202,600	252,300	279,800	297,500	317,700
21	204,500	252,800	280,000	297,900	319,900
22	206,100	253,800	281,700	299,300	321,400
23	207,800	255,600	283,400	301,400	323,100
24	209,600	257,000	284,800	303,200	325,000
25	211,500	257,200	285,000	303,400	326,800
26	213,400	258,300	286,700	305,700	328,400
27	214,300	260,100	288,500	307,900	330,100
28	215,900	261,400	289,800	310,200	331,800
29	217,000	261,600	290,000	311,500	333,700
30	218,600	262,800	291,900	313,300	335,400
31	219,700	264,500	293,400	315,300	337,300
32	220,800	265,800	294,500	317,400	339,000
33	222,400	266,000	295,100	318,900	340,600
34	224,000	267,700	296,900	320,800	342,500
35	225,600	269,200	298,300	322,800	344,200
36	226,900	270,200	299,700	324,700	345,900
37	227,200	270,400	300,200	326,300	347,500
38	229,000	271,700	301,600	327,800	349,300
39	230,800	273,100	303,000	329,800	351,000

40	231, 600	274, 600	304, 300	331, 800	352, 700
41	231, 800	274, 800	305, 300	333, 700	354, 400
42	233, 500	275, 900	306, 700	335, 300	355, 900
43	235, 300	277, 300	308, 000	337, 000	357, 600
44	236, 100	278, 800	309, 500	339, 000	359, 300
45	236, 400	279, 200	311, 000	341, 100	361, 300
46	237, 600	280, 000	312, 300	342, 800	363, 200
47	239, 200	281, 100	313, 700	344, 800	365, 000
48	240, 000	282, 600	315, 400	346, 500	366, 900
49	241, 000	283, 600	316, 900	348, 500	368, 200
50	241, 700	284, 200	317, 600	350, 000	369, 500
51	243, 200	285, 200	319, 100	351, 800	371, 000
52	244, 100	286, 900	320, 400	353, 700	372, 300
53	245, 600	288, 000	321, 700	354, 600	373, 500
54	246, 400	288, 400	322, 500	355, 700	374, 700
55	247, 800	289, 500	323, 900	357, 200	375, 900
56	248, 600	291, 000	325, 300	358, 800	377, 200
57	250, 200	292, 400	326, 400	359, 800	378, 300
58	250, 400	292, 900	327, 400	360, 900	379, 300
59	251, 600	294, 400	328, 800	362, 200	380, 300
60	253, 200	295, 800	330, 000	363, 300	381, 300
61	254, 800	296, 800	330, 500	364, 300	382, 100
62	255, 000	297, 700	331, 500	365, 300	383, 000
63	256, 400	298, 800	332, 200	366, 100	383, 900
64	257, 800	299, 900	333, 100	366, 800	384, 500
65	259, 400	301, 200	334, 300	367, 500	384, 900
66	259, 600	302, 100	335, 200	368, 400	385, 500
67	261, 100	303, 300	336, 200	369, 100	386, 100
68	262, 400	304, 400	337, 000	369, 700	386, 700
69	264, 000	305, 600	338, 100	370, 300	387, 300
70	264, 500	306, 600	339, 100	371, 100	387, 900
71	265, 400	307, 700	340, 200	371, 800	388, 500
72	267, 000	308, 900	341, 300	372, 600	389, 100
73	268, 600	310, 000	341, 900	373, 100	389, 700
74	269, 800	311, 000	342, 700	373, 600	390, 300
75	270, 800	312, 000	343, 800	374, 400	390, 900
76	272, 100	313, 000	344, 800	375, 100	391, 500
77	273, 200	313, 800	345, 600	375, 700	392, 100
78	274, 300	314, 300	346, 400	376, 500	392, 700
79	275, 400	315, 200	347, 400	376, 900	393, 300
80	276, 500	316, 100	348, 400	377, 700	393, 900
81	277, 700	317, 000	349, 200	378, 100	394, 500
82	278, 600	317, 500	349, 900	378, 600	395, 100
83	279, 200	318, 400	350, 800	379, 400	395, 700
84	279, 700	319, 300	351, 800	380, 000	396, 300

85	280, 500	320, 200	352, 700	380, 400	396, 900
86	281, 300	320, 700	353, 600	381, 000	397, 500
87	282, 100	321, 600	354, 500	381, 500	398, 100
88	282, 900	322, 500	355, 000	382, 200	398, 800
89	283, 600	323, 400	355, 900	382, 700	399, 300
90	283, 800	323, 800	356, 800	383, 400	399, 900
91	284, 000	324, 700	357, 600	383, 800	400, 500
92	284, 200	325, 600	358, 500	384, 200	401, 200
93	284, 400	326, 400	359, 000	384, 600	401, 700
94		327, 000	359, 700	385, 100	402, 300
95		327, 900	360, 400	385, 600	402, 900
96		328, 800	361, 300	386, 000	403, 600
97		329, 400	362, 000	386, 500	404, 100
98		330, 000	362, 800	386, 900	404, 700
99		330, 900	363, 300	387, 400	405, 300
100		331, 600	363, 800	387, 900	406, 000
101		332, 300	364, 300	388, 400	406, 500
102		333, 100	364, 900	388, 800	407, 100
103		333, 900	365, 600	389, 300	407, 700
104		334, 600	366, 200	389, 800	408, 400
105		335, 200	366, 600	390, 300	408, 900
106		336, 000	367, 200	390, 700	409, 500
107		336, 800	367, 600	391, 200	410, 100
108		337, 500	368, 000	391, 700	410, 800
109		338, 100	368, 200	392, 200	411, 300
110		338, 700	368, 600	392, 600	412, 000
111		339, 300	369, 000	393, 100	412, 700
112		339, 900	369, 400	393, 600	413, 200
113		340, 300	369, 600	394, 100	413, 700
114		340, 700	369, 800	394, 600	414, 300
115		341, 100	370, 200	395, 100	415, 000
116		341, 500	370, 600	395, 600	415, 700
117		341, 700	370, 800	396, 000	416, 100
118		342, 100	371, 000	396, 500	
119		342, 500	371, 400	397, 000	
120		342, 900	371, 800	397, 500	
121		343, 100	372, 000	397, 900	
122		343, 500	372, 300		
123		343, 900	372, 700		
124		344, 300	373, 000		
125		344, 500	373, 200		
126		344, 900	373, 400		
127		345, 300	373, 800		
128		345, 700	374, 200		
129		345, 900	374, 400		

130		346, 300	374, 600		
131		346, 600	375, 000		
132		347, 000	375, 400		
133		347, 200	375, 600		
134		347, 500			
135		347, 800			
136		348, 100			
137		348, 400			
138		348, 700			
139		349, 000			
140		349, 300			
141		349, 500			
142		349, 800			
143		350, 100			
144		350, 400			
145		350, 600			
146		350, 900			
147		351, 200			
148		351, 500			
149		351, 700			

備考 この表は、看護助手に適用する。

別表第 2（第 15 条関係）

特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額

放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を照射する業務に従事する職員に対して、日額 2 3 0 円を超えない範囲内において支給することができる。
保健医療業務手当	公衆衛生又は地域医療に関する業務に従事する職員に対して、回数による場合は 1 回 2 0, 0 0 0 円を超えない範囲内において、日額による場合は 1, 5 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。
能率手当	特に精神的な緊張を強いられる勤務、作業の質的な困難性が高い勤務、特に時間的な負担が掛かる勤務等に従事し、高度の能率を上げた職員に対して、1 の年度を通じて給料月額 の 1 2 倍の 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内において支給することができる。
変則勤務手当	勤務時間の全部又は一部が深夜、早朝等著しく変則的な時間に属する職員に対して、回数による場合は 1 回 8, 8 0 0 円を超えない範囲内において、日額による場合は 1 2, 0 0 0 円を超えない範囲内において支給することができる。